

# 日野市循環型社会形成推進地域計画 (第1期)

日野市

平成30年11月22日

(変更) 令和 元年11月28日

(変更) 令和 4年12月14日

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	5
4	計画のフォローアップと事後評価	15
	様式 1～3	16
	参考資料様式 1、6	19
	添付資料 1～4	22

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

一般廃棄物等の処理に関わる対象地域を以下とします。

構成市町村名：日野市

面 積：27.55km<sup>2</sup>

人 口：185,330人（平成30年10月1日現在）

## (2) 計画期間

本計画は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

現在の本市のごみ処理の施設状況としては、市内に焼却施設、破砕選別施設がそれぞれ1か所あり、ごみの適正処理を行っている。焼却施設、破砕選別施設ともに老朽化が進んでいることから施設の更新を含め、今後の対応が求められている。

焼却施設については、日野市・国分寺市・小金井市を構成市として設置された一部事務組合「浅川清流環境組合」が高効率ごみ発電施設を整備することにより、本市の可燃ごみの適正な処理を推進していく。また、市単独でリサイクル推進施設の整備を行い、継続的な安定処理体制の構築を行う。

本市では、一般廃棄物処理基本計画として、日野市ごみゼロプランを策定している。1人1日あたりのごみ量は順調に減少しているが、人口が年々増加しており、生活系ごみ、事業系ごみの合計である総ごみ量は、平成25年度まで順調に減少が続いていたが、平成25年度から平成27年度にかけて若干の増加に転じている。平成29年3月に策定した「第3次日野市ごみゼロプラン」の基本的な考え方（次頁参照）に基づき、さらなるごみ減量に努める。

なお、第3次日野市ごみゼロプランでは、数値目標を設定し、その達成に向けて、「ごみの更なる減量」「適正なリサイクルの推進」「ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供」「広域連携の推進」「ごみの適正処理の推進」の施策を策定し、市民、事業者、市が行動すべき内容が明記され、連携してごみの減量に努めていくものとしている。

今後の処理体制として、本市・国分寺市・小金井市の可燃ごみを処理する焼却施設を整備するとともに、市単独でプラスチック類の分別収集を開始し、整備するリサイクル推進施設を活用したさらなる資源循環型社会の構築を目指す。

(第3次日野市ごみゼロプランにおける基本方針)

- (1) 市民・事業者・市協働でのリフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リターン（返却・再利用）によるごみの更なる減量
- (2) 一人ひとりのリサイクル意識の向上による、限りある資源の有効利用
- (3) 5R（リフューズ・リデュース・リユース・リターン・リサイクル）に向けた、効果的な普及啓発・情報提供
- (4) 3市の連携体制強化と関係者の信頼関係確立による、安全・安心かつ効率的なごみ処理体制の確立・運用
- (5) 循環型社会を支える、適正なごみ処理体制の継続

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

現在、本市は東京たま広域資源循環組合（25市1町で構成する組合）に加入し、焼却灰等の広域処分を実施している。同組合では、処分場の延命化や資源循環型社会に向けて、搬入される焼却灰を主原料とするエコセメントの製造を平成18年度から実施している。本市では、引き続き焼却灰のセメント原料化を実施していくとともに、公共事業などに利用するなどの製品利用の面で協力していく。

なお、中間処理の広域化については、効率的なエネルギー回収の視点から、焼却施設について、日野市・国分寺市・小金井市で高効率ごみ発電施設による処理を行っていく。そのため、3市を構成市として設置された一部事務組合「浅川清流環境組合」によって、本施設の整備事業を推進し、令和2年度から新施設の稼働を開始する。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、43,850 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 15,292 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量） / （ごみの総処理量+集団回収量））は 34.9%である。

中間処理による減量化量は 28,558 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 7 割が減量化されている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 32,528 トンであり、最終処分量は 0 トンである。焼却施設では、温水等の場内利用を行っており、さらにごみ発電を行っている。

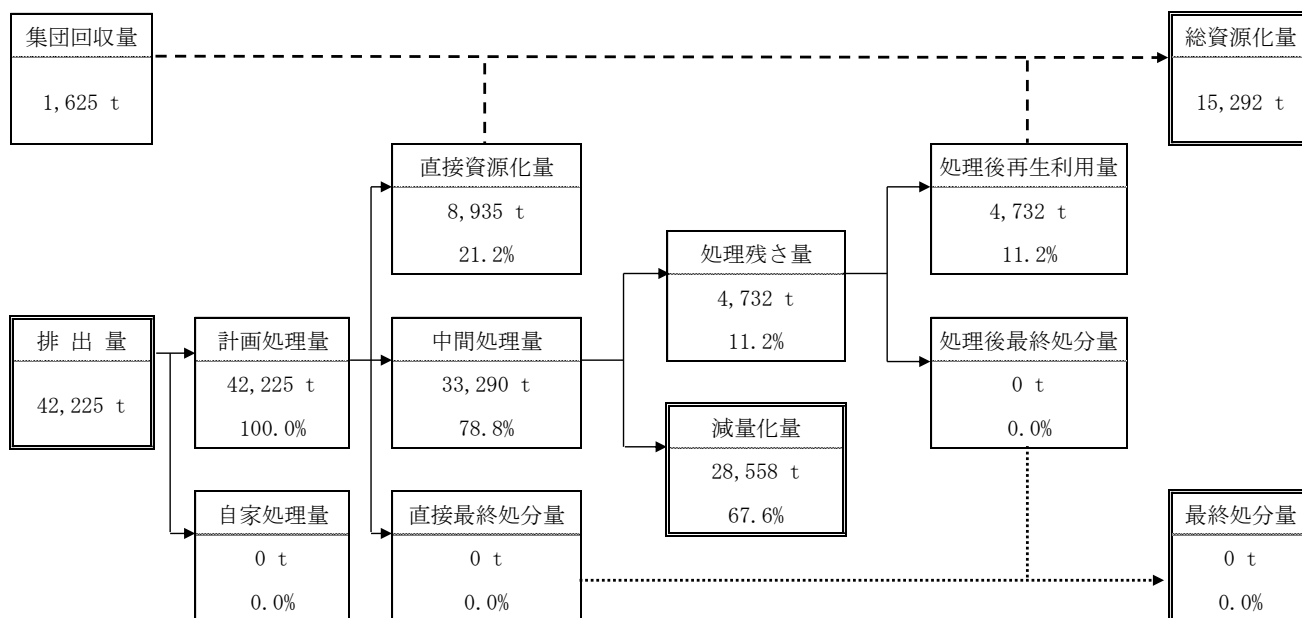


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。なお、令和2年度より、不燃ごみの中に含まれているプラスチック類を別回収して資源化するため、令和6年度の総資源化量割合は増加している。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標	現状（割合※1） （平成29年度）	目標（割合※1）		
		（令和6年度）	（H29比）	
排 出 量	事業系 総排出量	4,947 トン	4,590 トン	(-7.2%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.02 トン/事業所	0.95 トン/事業所	(-6.9%)
	生活系 総排出量	37,278 トン	35,097 トン	(-5.9%)
	1人当たりの排出量※3	153.5 kg/人	137.9 kg/人	(-10.2%)
合 計	事業系生活系排出量合計	42,225 トン	39,687 トン	(-6.0%)
再生利用量	直接資源化量	8,935 トン (21.2%)	8,753 トン	(22.1%)
	総資源化量	15,292 トン (34.9%)	17,215 トン	(41.6%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	- MWh - GJ	- MWh - GJ	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	28,558 トン (67.6%)	24,150 トン	(60.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	0 トン	(0.0%)

※1 排出量は、現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

ただし、総資源化量は、排出量と集団回収量の和に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)  
事業所数：R6-H29とした。(4,746事業所：H26経済センサス)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]及び熱利用量[単位：GJ]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量[単位：トン]

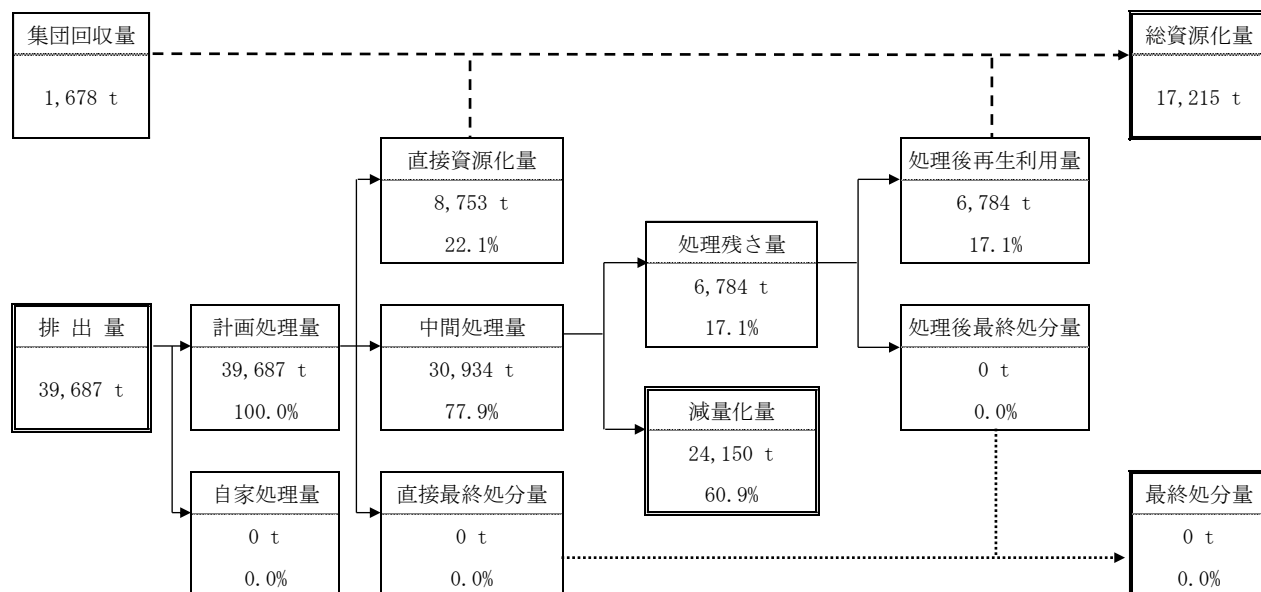


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和6年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア ごみ有料化

現在、生活系収集ごみ、事業系ごみ及び直接搬入の生活系ごみについては指定袋により有料とし、指定袋購入時に料金を徴収している。

徴収している費用は下表のとおりである。

日野市指定袋

	指定袋		料金※
生活系ごみ	ミニ袋	5リットル相当	100円
	小袋	10リットル相当	200円
	中袋	20リットル相当	400円
	大袋	40リットル相当	800円
事業系ごみ	小袋	15リットル相当	1,000円
	特大袋	45リットル相当	3,000円

※料金は10枚の金額

##### イ ごみの発生・排出抑制

###### (a) 容器包装お返し大作戦と拡大生産者責任の徹底

容器包装削減の取り組みとして、買ったお店の回収ボックスに資源物を返す「容器包装お返し大作戦！～容器包装 断る 返すで ごみ減量～」を実施している。市として啓発を強化し、参加回収店の増加の促進や、回収品目の拡大を目指すとともに、市民がマイバッグ・マイ容器を使用し、容器包装の「買わない」「もらわない」「店に返す」が徹底されるように働きかけることで、容器包装・過剰包装を削減し、ごみの発生量を抑制する。

ごみ減量・リサイクルに関する製造・流通・販売・企業の適正な責任分担のあり方を追求するため、拡大生産者責任の徹底に向けて、市としてできることを実施していく。容器包装お返し大作戦の強化を実施することで、製造・流通・販売側の事業者に対して、環境配慮設計や簡易包装の促進につながる。また、周辺自治体や都等と協力し、国や業界団体への働きかけを実施する。

###### (b) レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫

前地域計画作成時の上位計画である第2次ごみゼロプランでは、廃棄物への取組として、日野市が他自治体より先行してルールを作っていくということで、「日野ルール」という言葉を使い、事業所・販売店への協力を促していた。現在の第3次ごみゼロプランでは、「日野ルール」という言葉を使わずに、市民団体・事業者が参加した会議である「日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議」を継続して実施していく中で、レジ袋無料配布中止の参加店を拡大し、取組の促進を図

ることとしている。市民に対しては、マイバッグ等の積極的な利用を促し、レジ袋を断るという啓発を実施し、レジ袋の削減を目指す。また、指定ごみ袋をロール化し、テープ留めで販売することで指定ごみ袋の包装袋を削減する等の工夫により、ごみの発生量を抑制する。

(c) リユースの促進

不要品を、必要に応じて修理・再生した上での再使用（リユース）により、ごみの発生量を抑制する。不要となった家具などを清掃・修理・点検を行った後に販売をしている「リサイクル事務所」や、不要となった衣類・雑貨などを販売している「ひの市民リサイクルショップ回転市場」等への積極的な支援を実施する。

これらの機能を備え、市民が気軽に不要品を持込むことができ、有効利用できる場所であるとともに、ごみ減量の啓発や、市民が情報交換できる場として、リサイクルプラザの整備を目指す。また、お祭り・イベント等でのリターナブル容器・マイ容器の使用を促進する。

(d) 事業系ごみの減量に向けた制度の検討

事業系ごみの減量に向け、一定規模以上の事業者への再利用計画書の提出を義務付けるとともに、事業系ごみの搬入手数料の適正化検討等を実施する。再利用計画書では、廃棄物・再生資源の種類、廃棄物管理責任者を明記させ、今年度の目標（今年度計画と前年度計画を比較して増減した理由、ごみ減量及び再利用についての今年度の目標、今後の具体的な取り組みについて）を記載させ、ごみ減量に努めさせる。また、事業の用途に供する部分の延床面積が小さな事業者に対しても、ごみ減量に向けた情報提供・普及・啓発等を実施する。

事業者に対して、今後発足させる予定の（仮）ごみゼロ推進協議会への参加を呼び掛けていく。

(e) 市庁舎等市の施設での発生抑制

市役所は平成 12 年に環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得し、リサイクルの推進等に努めてきたが、平成 26 年 4 月からは市の施設全体として日野市独自の環境マネジメントシステム「ひのエコ」での取り組みを開始している。廃棄物のゼロエミッションとして、ごみの排出量をゼロに近づけ、リサイクル率を 100%に近づけることを目標とし、環境負荷の低減を目指している。

## ウ 生ごみの減量施策の展開

(a) 3 切り運動の推進

生ごみの更なる減量を達成するために、食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りによる減量による「3 切り運動」を推進する。食材の使い切りとして、市



内大学などと連携した食材の使いきりメニューレシピ開発に向けて検討するとともに、商店・スーパーにおけるばら売り・量り売りの促進に向けて検討する。食材の食べ切りとしては、市内飲食店などと連携した食べ切りサイズの考案・販売に向けて検討する。また、生ごみの水切りとして、水切りネットや水切り器などによる水切りを推奨し、ごみ減量に取り組む。

(b) 生ごみ処理機器補助事業の推進とダンボールコンポストの推奨

家庭から排出される生ごみの減量を図るための生ごみ処理機器購入費の一部（購入費の2分の1、上限10,000円）補助を継続して実施する。

また、段ボール箱に入れた基材（くん炭、竹パウダー）に生ごみを入れ、微生物の力で発酵・分解させ、堆肥化するダンボールコンポストの使用を推奨していく。ダンボールコンポストの使い方や特長を多くの市民に知ってもらうために、定期的に段ボール講習会を開催する。生ごみ処理機器とダンボールコンポストを家庭に普及させることで、家庭の生ごみを資源として循環させ、ごみ減量に取り組んでいく。

(c) 生ごみの地域内循環方式の導入

前計画から続く生ごみゼロサポーターを生ごみリサイクルサポーターと名称を変更して、生ごみ減量に取り組む市民と市が協働で、生ごみ減量への取り組みを推進する様々な活動を行う。ダンボールコンポストなど家庭内循環や地域内循環のための研究や普及活動、生ごみ堆肥の使い方などの情報提供、ごみ減量・資源化に取り組む市民リーダーの育成など、毎月1回の定例会で情報交換しながら進めていく。

また、小地域でのコミュニティガーデンの維持、拡大、生ごみリサイクル市民農園の開設を検討する。「まちの生ごみ活かし隊」が「コミュニティガーデンせせらぎ農園」を立ち上げ、約200世帯の生ごみを収集し、年間約30トンの生ごみと約20トンのバイオマス（落ち葉や雑草など）を堆肥化して野菜や花などを作っている。気軽に誰でも農体験ができるため、近隣の保育園・幼稚園・児童館・自治会などの「食農教育」や「環境教育」の場としての活用を継続していく。

生ごみリサイクル推進協議会の活動は、堆肥として用いることができなかったことから、現在は実施していないが、地元野菜の給食食材としての利用については、引き続き実施している。

## エ 資源回収の推進

(a) プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ

令和2年より、焼却量の削減のため、プラスチック類の分別回収・リサイクル

を開始し、資源としての適正な排出を市民に求めていく。市民がわかりやすい分別方法とするため、プラスチック全般を分別回収し、適正に選別・処理し、資源化を促進する。また事業者に対しては、拡大生産者責任に基づき、減容化しやすい容器の使用等、排出段階でのプラスチック利用量の削減を求めていく。

#### (b) 剪定枝の減量・リサイクルの推進

可燃ごみとして処理されている一般家庭から排出される剪定枝や公園・街路など公共施設から排出される剪定枝などを資源化し、可燃ごみの減量に取り組む。

現在市内には公営・民間ともに資源化施設がないため、資源化方法については、市外の民間施設の活用を含め費用対効果を検証し、実施方法を検討する。

更に、剪定枝以外の落ち葉や草・花等についても資源化できるように検討を進める。また、現在可燃ごみとして各世帯から回収している剪定枝（1世帯2束の排出）についても、市民の協力を得ながら資源化できる方法について検討を進める。

#### (c) 販売店回収の強化

市による分別回収を実施している新聞について、市の分別収集から民間回収への移行を図っていたが、市内において、新聞社によっては販売店回収を実施していないところもあるため、販売店回収が利用できる市民に対しては販売店回収の利用を促すとともに、販売店回収が利用できない市民に対しては集団回収の利用を促す。各自治会に対しては集団回収の実施を呼びかけている。その他古紙類等の資源物の集団回収の利用も促進し、ごみの発生量を抑制する。

#### (d) 集団回収事業の推進

ごみ減量と資源の有効利用を図るため、営利を目的としない団体で事前に登録を行い、積極的に資源物の回収を行った団体に補助金を交付している。回収している品目は、新聞、雑誌・雑紙類、段ボール、紙パック類、古着・古布類、スチールかん、アルミかんであり、平成29年度は、自治会・子供会など108団体が資源回収活動を行い、1,625トンの資源を回収した。

今後も引き続き、さらなる集団回収事業の拡大を推進していく。

### オ 環境教育、普及啓発の推進

#### (a) (仮) ごみゼロ推進協議会

ごみ減量やリサイクルに関係する団体や個人が一堂に集い合い、それぞれの活動の報告や連絡を行う場としての協議会を発足する。特に重要なテーマについては、共同会議を設け、計画の実施に向けての検討や実施プログラムの作成、行動モデルの実施などを行う。事業者、市民団体等に協議会参加を呼び掛けていく。

(b) 情報紙・市報等による普及啓発・情報提供

市報等の情報紙の更なる工夫や、情報内容の充実等を行うことによって、ごみに関する環境問題及びごみ減量に対する意識の向上を図り、普及啓発を促進する。毎年度のごみ処理に係る情報は環境白書へ反映していく。

また、ごみ関連情報を確認できるアプリ「日野市ごみ分別アプリ」を配信している。アプリ内では、収集スケジュール・ごみ分別辞典・ごみの出し方・ごみ関連マップなどの情報確認や、出し忘れアラート等の機能を使用することができる。市民に啓発を行い、ダウンロード数を増やすことで、市民が適正なごみ分別ができるような活用を促していく。

ごみ資源分別カレンダーの構成をわかりやすい内容に改善するとともに、ごみ情報誌エコやごみアプリの活用・改善によって、ごみに関する環境問題やごみ減量に対する意識の向上となるような記事を掲載し、市民に対しての啓発を行う。

(c) ごみ学習推進プログラム

ごみ減量に関する事項や地球環境問題に対する環境学習を推進し、ごみ減量意識の向上を図る。市内幼稚園・保育園でごみゼロマンによる環境学習プログラムを実施するとともに、各イベント等でごみ減量の啓発活動を実施する。また、ごみ処理施設の見学を通じて、ごみ処理の現状を周知し、ごみ減量への意識づけを行う。

(d) 集合住宅支援

廃棄物減量等推進員や市が委託しているごみパトロール隊との連携により、ごみの分別や収集において制約が伴う集合住宅に対して、住人の方と一緒に分別ルール of 徹底と分別制度の向上を促進する。

(e) 市民との協力体制の構築

廃棄物減量等推進員制度については、ごみの排出ルールの徹底、今後考えられるごみ分別区分の変更に対する地域単位での対応、さらには「販売店返却」や「ごみを出さない暮らしの工夫」の推進など、廃棄物減量等推進員が地域のアドバイザーとして多種多様な取り組みを広げられるよう、研修の機会の活用やプロジェクトチームへの参加などを通じて、活動の活性化を進めていく。

## (2) 処理体制

### ア 生活系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

分別区分については、表 2 に示すとおりである。

本市では、一般家庭から排出されるごみについては、可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・資源物・粗大ごみの分別を基本として収集・処理している。

発生抑制の観点から可燃ごみについては週 2 回の収集とし、その他は週 1 回、隔週に 1 回、4 週に 1 回の収集としている。また、容器包装リサイクル法に基づく資源の分別を行っている。

平成 25 年 4 月から小型家電・金属類の収集を開始している。これは、不燃ごみの量を減らし、資源化率をアップさせるとともに、使用済み小型電子機器等に含まれる希少金属も効率的に回収・資源化することを目的としている。

今後は、プラスチック類の分別収集を開始するなど、資源回収を充実させ、さらに可燃ごみや不燃ごみにおける分別を徹底していくことで資源化の促進を図る。

表 2 分別区分及び収集回数

分別区分		収集回数	
生活系ごみ	可燃ごみ	週 2 回	
	不燃ごみ	週 1 回	
	有害ごみ	週 1 回	
	資源物	雑誌・雑紙類、段ボール、紙パック類、 古着・古布類、かん、びん	2週に1回
		ペットボトル、新聞、小型家電・金属類 発泡スチロール・発泡トレイ類	4週に1回
		剪定枝	可燃ごみと同じ
	粗大ごみ	申し込み	
事業系ごみ		生活系ごみと同様	

表 3 にごみの分別区分と処理方法の現状と今後を示す。前回の地域計画の記載から、一次処理・二次処理部分を含めて全体を現状に合わせて見直している。

現在の中間処理は、可燃ごみは日野市クリーンセンター可燃ごみ処理施設にて焼却処理し、焼却灰は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化している。また、不燃ごみと粗大ごみは日野市クリーンセンター不燃ごみ処理施設にて破碎・選別処

理し、鉄・アルミ等を回収した破碎残渣は焼却処分を行っている。なお、有害ごみと資源物は民間業者へ委託し、適正処理を行っている。

今後は、浅川清流環境組合が整備する高効率ごみ発電施設において可燃ごみを処理し、不燃ごみ、資源物等については、日野市単独で整備するマテリアルリサイクル推進施設（プラスチック類資源化施設、プラザ棟）において処理を行う予定である。なお、中間処理後に発生する焼却灰は、これまで同様にエコセメント化し、マテリアルリサイクル推進施設において鉄・アルミ等を回収した破碎残渣は焼却処分を行い、有害ごみと資源物は民間業者へと委託し、適正処理を行う。

#### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみの分別区分は生活系ごみと同等となる。なお、中小企業も含め全て事業者の責任処理としており、市の処理施設に対しては、有料で自己搬入または収集運搬許可業者による搬入を認めており、今後も引き続き適正に対応する。

#### ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、産業廃棄物を一般廃棄物の処理施設で受入れていない。今後も、産業廃棄物は事業者責任において処理するものとし、一般廃棄物の処理施設で受入れる予定はない。

#### エ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりである。

- ◇新たにリサイクル推進施設を整備し、地域のリサイクルを推進する。
- ◇事業系一般廃棄物は、今後も引き続き、有料にて自己搬入または収集運搬許可業者による搬入を許可し、適正に対応する。
- ◇併せて処理する産業廃棄物は、今後も引き続き受入を行わない。

表3 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成29年度）				今後（令和6年度）									
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績（トン）	分別区分	処理施設等		処理実績（トン）					
		一次処理	二次処理			一次処理	二次処理						
可燃ごみ	焼却	日野市リサイクルセンター（ごみ焼却施設）	東京たま広域資源循環組合 残灰：セメント原料化	26,691	可燃ごみ	高効率ごみ発電施設	東京たま広域資源循環組合 残灰：セメント原料化	24,270					
									粗大ごみ	※再生家具等は日野市リサイクル事務所	販売	可燃性粗大ごみ	1,249
不燃ごみ	破碎	日野市リサイクルセンター（不燃ごみ処理施設）	残渣：焼却 資源物：委託	5,253	不燃ごみ	プラスチック類資源化施設	残渣：焼却 資源物：委託	1,553					
有害ごみ	委託処分	日野市リサイクルセンター（粗大ごみ置場）	資源物	56	有害ごみ	日野市リサイクルセンター（粗大ごみ置場）	資源物：委託	58					
									缶類	缶類	349		
									びん類	びん類	1,265		
									新聞	新聞	401		
									雑誌雑紙	雑誌雑紙	3,480		
									段ボール	段ボール	1,544		
									紙パック	紙パック	53		
									古着古布	古着古布	943		
									小型家電	小型家電	332		
									ペットボトル	ペットボトル	354		
トレー	プラスチック類	3,804											
剪定枝	※拠点会場にてチップ化	34	剪定枝	32									



### (3) 処理施設の整備

上記(2)を踏まえ、分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備予定の施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクル推進施設整備事業 (プラスチック類資源化施設)	27.8t/日	東京都日野市石田 1-210-2 (日野市クリーンセンター内)	R元
2	マテリアルリサイクル推進施設	プラザ棟整備事業	50.5t/日	東京都日野市石田 1-210-2 (日野市クリーンセンター内)	(次期計画)
参考-1	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤード整備事業 (日野市クリーンセンターごみ焼却施設解体工事含む)	未定	東京都日野市石田 1-210-2 (日野市クリーンセンター内)	(次期計画)

(整備理由)

事業番号 1	既存の不燃ごみ処理施設が稼働後 31 年以上経過しており、老朽化が激しく、かつ資源循環型社会構築へ向け、より質の高い再生資源を供給していくための施設整備を行う。
事業番号 2	既存のリサイクル施設等の老朽化が激しく、かつ資源循環型社会構築へ向け、より質の高い再生資源を供給していくための施設整備を行う。
事業番号 参考-1	高効率ごみ発電施設竣工に伴い、日野市クリーンセンターごみ焼却施設を解体し、跡地にストックヤードを整備することにより、隣接のプラスチック類資源化施設・プラザ棟と併せたより一層のリサイクルの推進を図る。

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、令和3年度より表5に示す計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	プラザ棟整備事業（事業番号2）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設計画の策定</li><li>・生活環境影響調査</li><li>・土壌調査</li><li>・発注仕様書作成</li></ul>	（次期計画）
32	ストックヤード整備事業（事業番号参考-1）に係る計画支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設計画の策定</li></ul>	（次期計画）

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 災害廃棄物処理における連携の推進

災害時においても、災害廃棄物処理計画を踏まえ、浅川清流環境組合や関係自治体と連携し、災害廃棄物の適正な処理を実施する。また、本市以外で発生した災害に対しても、国・都・関係機関等からの要請により、市民に情報を伝え、可能な限りの支援を実施し、相互協力関係の構築に努める。

##### イ 不法投棄の防止

不法投棄やポイ捨てを防止し、モラルの向上を図る。具体的には、パトロール・啓発活動の更なる強化により、公共空間や店舗の回収ボックス等への不法投棄や、ごみのポイ捨て、回収ボックスへのごみの排出等の防止を図る。

また、年2回の市内一斉清掃を引き続き支援していくとともに、河川においては、毎年多摩川・浅川クリーン作戦等が実施されているので、これらのイベント等を通して啓発を行っている。

##### ウ 3市ごみ減量推進市民会議

日野市・国分寺市・小金井市では、3市の市民・行政でさらなるごみの減量を推進するための施策の検討を3市ごみ減量推進市民会議で行う。

市民会議では、共同処理をめぐる日野市の状況や3市覚書の内容など、市民への



情報提供・発信方法やさらなるごみ減量を推進していくための施策について協議する。

#### 4 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて他自治体・浅川清流環境組合・東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

表 6 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1 (平成 30 年度)

1 地域の概要		(1) 地域名	日野市	(2) 地域内人口	185,330 人	(3) 地域面積	27.55 km <sup>2</sup>		
	(4) 構成市町村	日野市		(5) 地域の要件	面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他				
	(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況			(人口)					
2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標									
指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)						目標	
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
排出量	事業系 総排出量 (トン)	5,268	5,274	5,235	5,105	4,947	4,590 (H29比 -7.2%)		
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	1.09	1.09	1.08	1.05	1.02	0.95 (H29比 -6.9%)		
	生活系 総排出量 (トン)	37,802	37,863	38,053	37,477	37,278	35,097 (H29比 -5.9%)		
	1人当たりの排出量 (kg/人)	158.1	158.1	157.9	156.0	153.5	137.9 (H29比 -10.2%)		
再生利用量	合計 事業系生活系排出量合計 (トン)	43,070	43,137	43,288	42,582	42,225	39,687 (H29比 -6.0%)		
	直接資源化量 (トン)	9,542 (22.2%)	9,403 (21.8%)	9,309 (21.5%)	8,958 (21.0%)	8,935 (21.2%)	8,753 (22.1%)		
エネルギー回収量	総資源化量 (トン)	16,179 (36.1%)	16,033 (35.7%)	15,907 (35.3%)	15,456 (34.9%)	15,292 (34.9%)	17,215 (41.6%)		
	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-		
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	28,528 (66.2%)	28,805 (66.8%)	29,118 (67.3%)	28,824 (67.7%)	28,558 (67.6%)	24,150 (60.9%)		
	理立最終処分量 (トン)	117 (0.3%)	98 (0.2%)	17 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
注：別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2) エネルギー回収量の現状と目標については、日野市・国分寺市・小金井市地域循環型社会形成推進地域計画に記載している。									
3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定									
施設種別	実施主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力または理立容量	更新、廃止 予定年月	更新、廃止 新設理由	型式及び処理方式		竣工予定年月
可燃ごみ処理施設	日野市	全連続燃焼式火格子焼却炉	有	110t/日 × 2炉	S62.3	施設の老朽化			
		不燃ごみ処理施設	有	50 t/日	S55.3	施設の老朽化、リサイクルの推進等	破碎・選別・圧縮・保管	R2.3	27.8 t/日
プラザ棟	日野市	-	-	-	-	リサイクルの推進等	選別・圧縮・保管	未定	50.5 t/日
ストックヤード	日野市	-	-	-	-	リサイクルの推進等	保管	未定	未定
汚泥再生施設	日野市	固液分離・希釈放流方式 + 助燃剤化	有	20 kL/日	H22.3	-	-	-	-
注：計画地域内の施設の状況 (現況、予定) を地図上に示したものを添付した。(添付資料4)									

表 7 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 2 (平成 30 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模 単位	事業期間 交付期間		総事業費 (千円)						交付対象事業費 (千円)						備考										
				開始	終了	R元	R2	R3	R4	R5	(R6以降)	R元	R2	R3	R4	R5	(R6以降)											
○再生利用に関する事業							2,763,125 (3,442,978)	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600,814 (3,265,454)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
リサイクル推進施設整備事業	1	日野市	27.8 t/d	R元	R元	2,763,125	2,763,125	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600,814	2,600,814	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(664,640)	
アラーヤ*棟整備事業	2	日野市	50.5 t/d	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	次期計画	
ストックヤード*整備事業	参考-1	日野市	未定 m <sup>2</sup>	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	次期計画	
○施設整備にかかわる 計画支援事業						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
事業番号2に係る 計画支援事業	31	日野市		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	次期計画
事業番号参考-1に係る 計画支援事業	32	日野市		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	次期計画
合 計						2,763,125	2,763,125	0	0	0	0	0	0	0	0	2,600,814	2,600,814	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 8 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

様式 3

施策種別	施策番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	
発生抑制、再使用の推進に関わるもの	11	ごみ有料化	指定収集による生活ごみ有料化	日野市	R元	R5							
	12	ごみの発生・排出抑制	容器包装お返し大作戦と拡大生産者責任の徹底、レジ袋の削減、リユースの促進、事業系ごみ減量、市施設での発生抑制	日野市 市民 事業者	R元	R5							
	13	生ごみの減量施策の展開	3切り運動の推進、生ごみ処理器補助事業の推進とタンホー・ルコンボの推奨、地域内循環方式の導入	日野市 市民	R元	R5							
	14	資源回収の推進	プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクル、剪定枝の減量・リサイクル、販売店回収の強化、集団回収事業推進	日野市 事業者	R元	R5							
	15	環境教育、普及啓発の推進	ごみゼロ推進協議会、情報紙・市報等による普及啓発・情報提供、ごみ学習プログラム、集合住宅支援、市民との協力体制の構築	日野市	R元	R5							
処理体制の構築、変更に関するもの	21	生活系ごみ処理体制	容器包装プラスチックの資源回収の充実	日野市	R元	R5							
	22	事業系ごみ処理体制	適正手数料の徴収、継続した適正処理	日野市	R元	R5							
	23	併せ産廃の処理体制	産業廃棄物は事業者責任にて処理のため、市では受け入れない	日野市	R元	R5							
処理施設の整備に関するもの	1	リサイクル推進施設整備事業	プラスチック類資源化施設整備	日野市	R元	R元	○	建設工事					
	2	プラザ棟整備事業	プラザ棟整備	日野市	-	-							次期計画
	参考-1	ストックヤード整備事業	ストックヤード整備、ごみ焼却施設解体工事	日野市	-	-							次期計画
施設整備に係わる計画支援に関するもの	31	2に係る計画支援事業	施設計画の策定 生活環境影響調査 事業者選定アドバイザリー 土壌調査 発注仕様書作成	日野市	-	-							次期計画
	32	参考-1に係る計画支援事業	施設計画の策定	日野市	-	-							次期計画
その他	41	災害時廃棄物処理体制	地域防災計画の見直しによる処理体制の確立	日野市	R元	R5							
	42	不法投棄対策	ごみバトロール及び市内一斉清掃の実態	日野市 事業者	R元	R5							
	43	3市ごみ減量推進市民会議	ごみ減量推進施策の検討、情報提供、発信方法の検討	日野市	R元	R5							

【参考資料様式 1】

施設概要（リサイクル施設系）（1）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	日野市
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設（プラスチック類資源化施設）
(3) 工 期	令和元年度
(4) 施設規模	処理能力 27.8 t / 日
(5) 処理方式	破碎・選別
(6) 地域計画内の役割	資源の有効活用の促進を図るためのマテリアルリサイクルの中核施設として位置づけ資源循環型社会形成の推進に寄与する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	
---------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	不燃ごみ、粗大ごみの破碎選別処理（9.1 t / 日）、プラスチック製容器包装、プラスチック類の選別・圧縮・保管（18.7 t / 日）を行う。
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------

(12) 事業計画額	2,763,125 千円
------------	--------------

## 施設概要（リサイクル施設系）（2）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	日野市
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル施設（プラザ棟）
(3) 工 期	次期計画
(4) 施設規模	処理能力 50.5 t / 日
(5) 処理方式	選別・保管
(6) 地域計画内の役割	資源の有効活用の促進を図るためのマテリアルリサイクルの中核施設として位置づけるとともに、市民の不用品を必要に応じて修理・再生した上での資源循環（リユース）をする機能を持つ啓発施設としても位置付け、資源循環型社会形成の推進に寄与する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ・ 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	
---------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	ペットボトル（1.7 t / 日）、びん（6.5 t / 日）、かん（2.1 t / 日）、新聞紙（3.7 t / 日）、雑誌・雑紙類（21.0 t / 日）、段ボール（8.1 t / 日）、紙パック類（0.3 t / 日）、古着・古布類（5.1 t / 日）、小型家電・金属類（1.6 t / 日）、有害ごみ（0.4 t / 日）の選別・圧縮・保管（50.5 t / 日）を行う。
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(12) 事業計画額	203,333 千円
------------	------------

## 計画支援概要 (1)

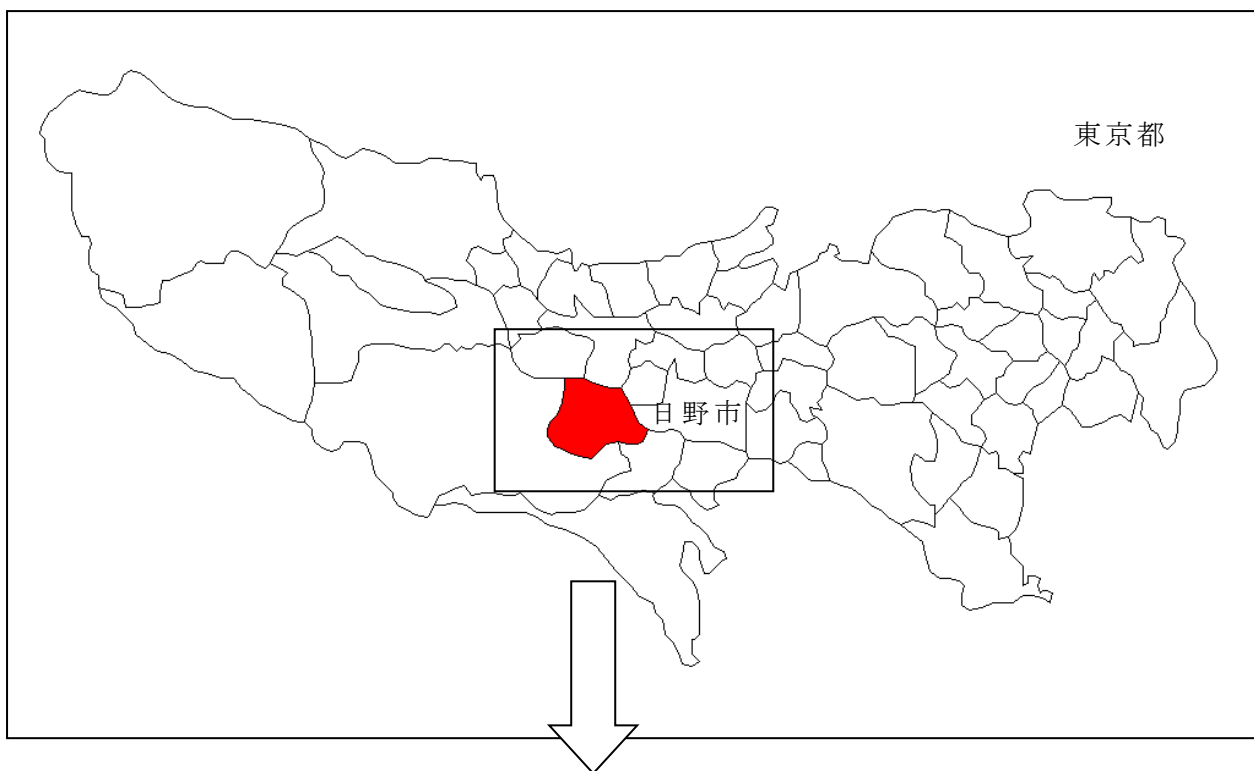
都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	日野市		
(2) 事業目的	プラザ棟整備のため		
(3) 事業名称	プラザ棟整備事業 (事業番号 2)に係る 施設計画の策定	プラザ棟整備事業(事業 番号 2)に係る生活 環境影響調査、土壌調 査	プラザ棟整備事業(事業 番号 2)に係る施設計画の 要求水準書・発注仕様書 作成
(4) 事業期間	令和 3 年度	次期計画	次期計画
(5) 事業概要	・施設計画の策定	・生活環境影響調査 ・土壌調査	・発注仕様書作成
(6) 事業計画額	10,120 千円	80,410 千円	91,990 千円

## 計画支援概要 (2)

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	日野市		
(2) 事業目的	ストックヤード整備のため		
(3) 事業名称	ストックヤード整備 事業(事業番号参考 -1)に係る施設計画 の策定		
(4) 事業期間	次期計画		
(5) 事業概要	・施設計画の策定		
(6) 事業計画額	12,000 千円		



拡大図

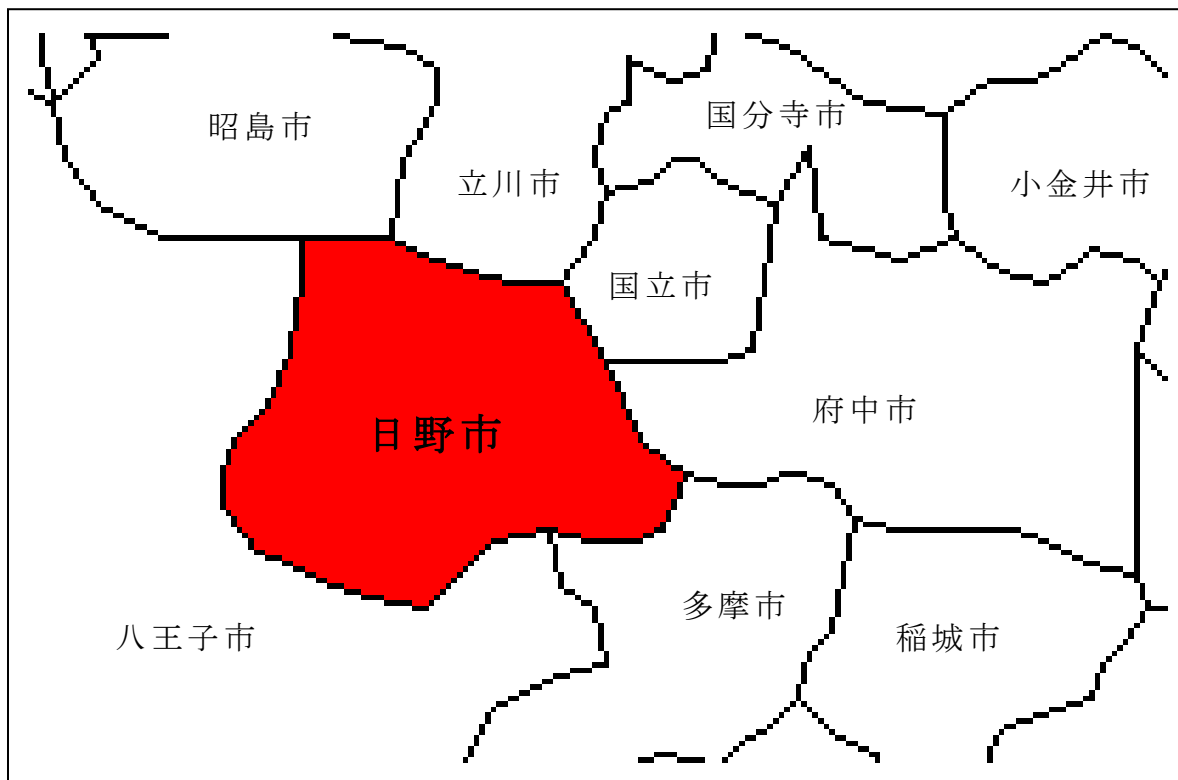


图 3 对象地域图



ごみ処理目標の設定に関するグラフ

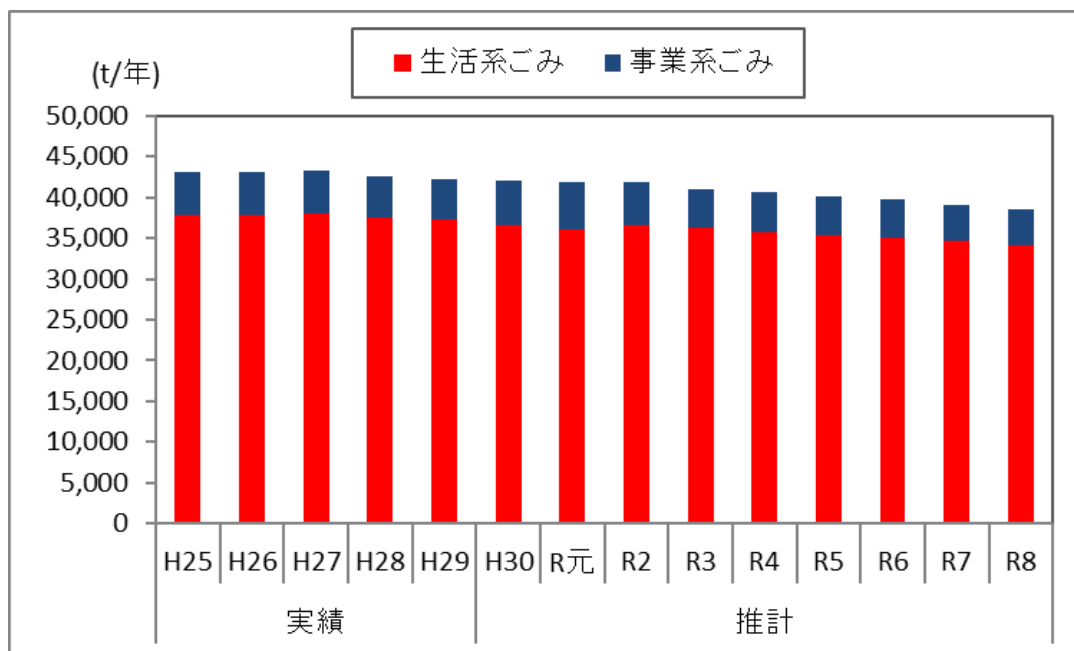


図 4 生活系ごみ及び事業系ごみの推移（本地域）

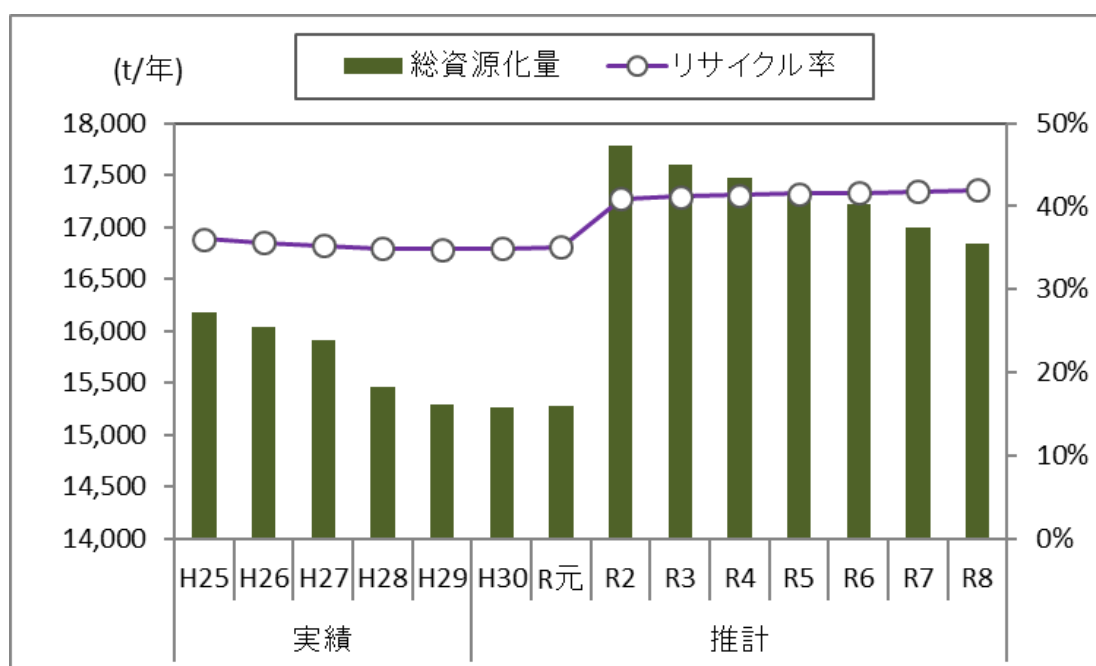


図 5 総資源化量及びリサイクル率の推移（本地域）

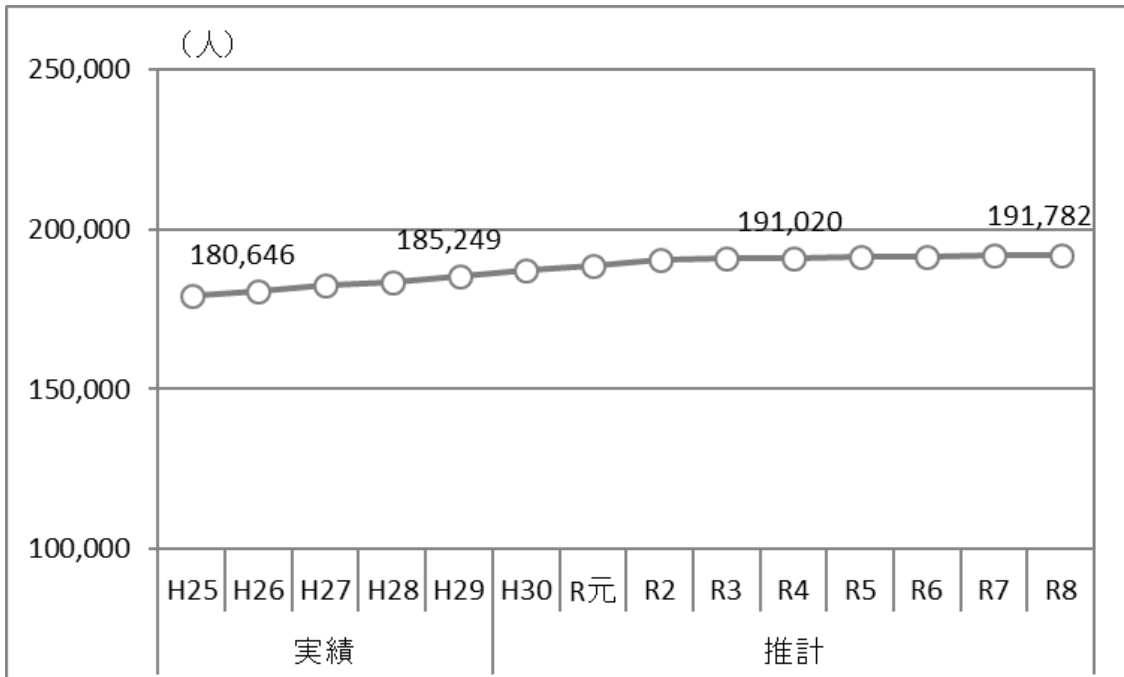


図 6 人口の推移（本地域）

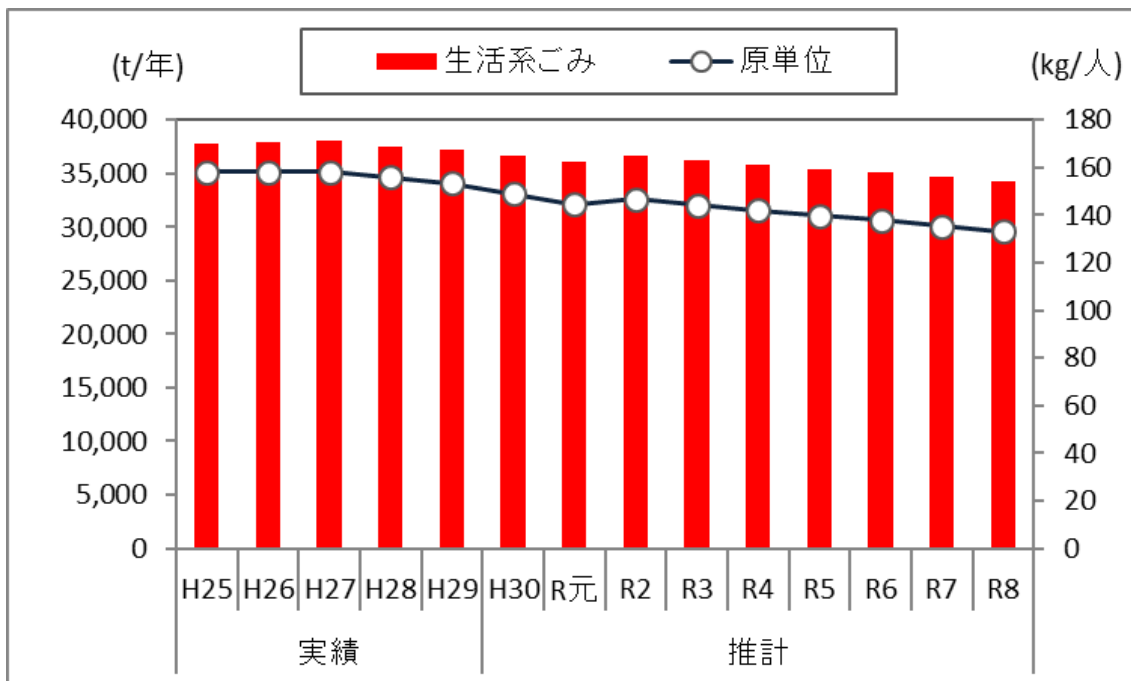


図 7 原単位の推移（本地域）

## 分別区分表

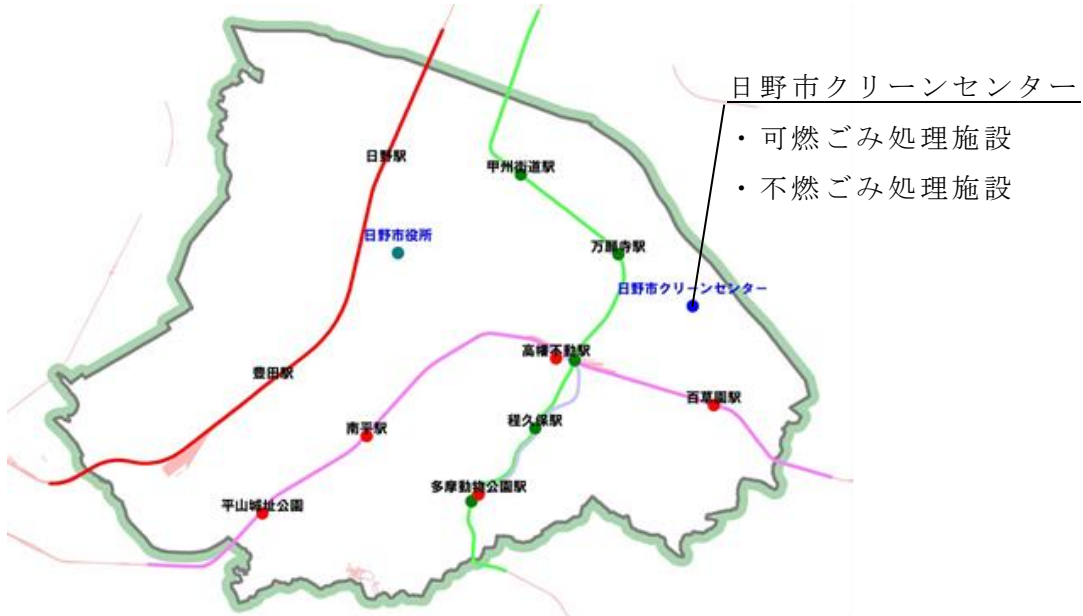
表 9 分別区分表（日野市）

分別区分	具体的な種類	排出方法	収集方法	収集頻度
可燃ごみ	生ごみ、貝がら、ティッシュペーパー、布製のスリッパ、紙製・布製のぬいぐるみ（小型のもの）、タバコの吸いがら、汚れや破損がひどいぼろ布、弁当容器など食品が付着して洗っても汚れが落ちないプラスチック類、束にならない枝葉、粘土（教材）、乾燥剤など	指定袋 （緑色・半透明）	戸別収集	週 2 回
不燃ごみ	割れ物・刃物、パック類、りんご等のネット、ペットボトルのラベルとキャップ、ビニール類・詰替え用パック、硬質トレー、傘、白熱電球、LED 電球、CD・DVD、陶磁器類、食用油のプラスチック容器、土鍋、灯油用ポリタンク、アルミ製品、皮革製品、ゴム製品、使い捨てカイロなど	指定袋 （橙色・半透明）	戸別収集	週 1 回
有害ごみ	乾電池・水銀体温計、蛍光管、ビデオテープ、ライター、スプレー缶	ポリ袋、箱等	戸別収集	週 1 回
粗大ごみ	タンス、衣装ケース、いす、机、マットレス、カーペット、鏡台、網戸など	品目別料金 シール貼付	電話申込	随時
資源物	雑誌雑紙類、段ボール、牛乳パック、古着古布類、かん、びん	紙ひも、ビニールひもでしば	戸別収集	2 週に 1 回
	新聞、ペットボトル、トレー類、小型家電・金属類	る、ビニール袋、かご等		4 週に 1 回
	剪定枝	束にして(50cm ×30cm 以内) ※束にならない 細い枝、草・葉 は指定袋(可燃)	戸別収集	週 2 回

注) 平成 30 年 4 月現在

地域内の施設の現況と予定

■ 現況：平成 29 年度



■ 予定：令和 6 年度

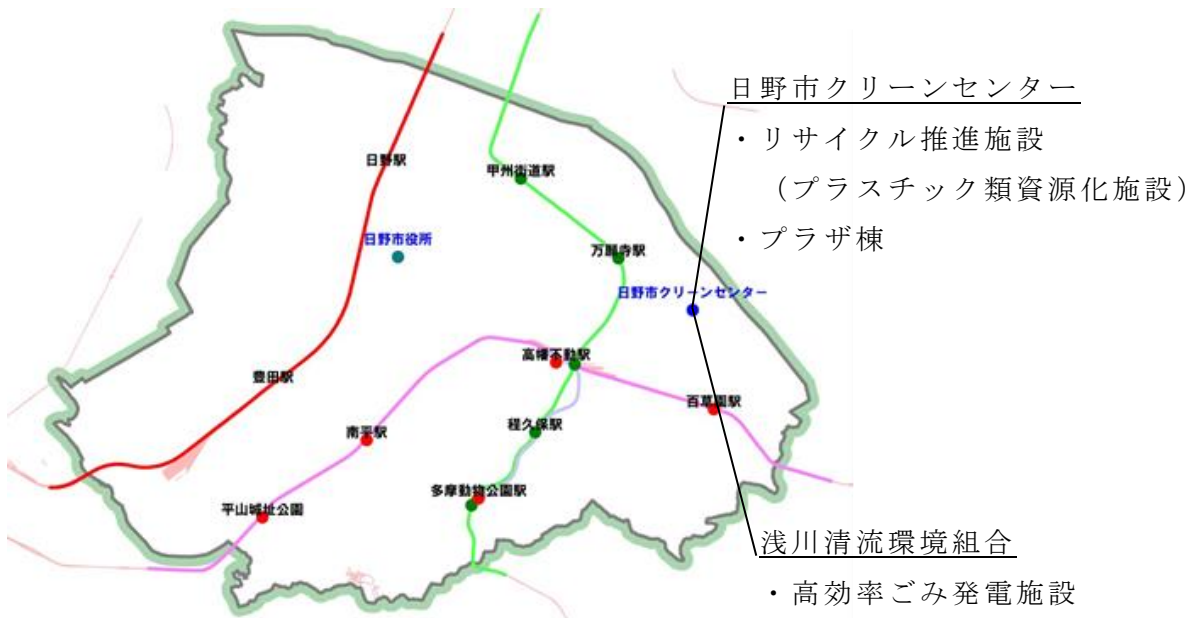


図 8 地域内の施設の現況と予定